

滋賀県特別高圧電力・工業用 LP ガス料金負担軽減支援金 よくある質問と回答 (Q & A)

※本事業についてご不明な点は、下記の Q & A のほか、ホームページに掲載しております「給付要綱」「申請要領」もあわせてご確認ください。

<ホームページ>

特別高圧電力 <https://jimukyoku.site/shiga/tokubetsukouatsu/index.html>

工業用 LP ガス <https://jimukyoku.site/shiga/kogyoyoulpgas/index.html>

0. 共通事項

(1) 制度の概要について

Q1 申請要件に「電気料金が高騰している」「工業用 LP ガス料金が高騰している」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか。

A1 燃料費調整額の上昇等により、自らが負担している電気・工業用 LP ガス料金が高騰していることを指します。具体的には、支払額を電力使用量で割った 1 kWh(または 1 kg, 1 m³)あたりの電気・工業用 LP ガス料金料金が増加していることを指します。(電気・工業用 LP ガス料金使用量の減少に伴い支払額が減少した場合でも、1 kWh(または 1 kg, 1 m³)あたりの電気・工業用 LP ガス料金料金が増加している場合は「電気料金が高騰している」と解します。)

なお、電力会社や特定施設の管理者または工業用 LP ガス供給事業者との契約で、負担する電気・工業用 LP ガス料金料金が長期間固定されており、今後の契約更新においても(電気・工業用 LP ガス料金の影響による)増額改定の予定がない場合は、「電気・工業用 LP ガス料金料金が高騰している」とは解さないものとします。

Q2 当社は他府県内の本社と、滋賀県内の工場の両方で特別高圧電力を受電(工業用 LP ガスを使用)しています。この場合、本社と工場は両方とも本事業の支援の対象になりますか。

A2 本社は滋賀県内にないため、本事業の支援の対象にはなりません。工場は滋賀県内にあり、特別高圧電力を受電(工業用 LP ガスを使用)しているため、申請要件を満たせば本事業の支援の対象になります。

Q3 当社は滋賀県内の本社で高圧電力、他府県内の工場で特別高圧電力を受電(工業用 LP ガスを使用)しています。この場合、本社と工場はそれぞれ本事業の支援の対象になりますか。

A3 本社は特別高圧電力を受電(工業用 LP ガスを使用)しておらず、工場は滋賀県内にないため、いずれも本事業の支援の対象にはなりません。

Q4 令和8年9月に事業所を閉鎖しましたが、支援対象の期間はいつまでですか。

A4 原則として、電気・工業用 LP ガス料金を負担した期間が対象です。

Q5 本事業の予算に上限はありますか。

A5 予算に上限はあります。申請期間中であっても、予算の上限に達すると見込まれる時点で支援金

の申請受付は終了します。なお、申請受付後に審査を行うため、予算上限に達することが判明した場合には、申請済であっても給付できない場合がありますので、ご承知おきください。

Q6 提出した書類は審査後に返却されますか。

A6 返却いたしません。必要な書類については、あらかじめご自身でコピーをお取りください。

Q7 契約名義が親会社（大企業）ですが、子会社（中小企業）である当社が特別高圧電力・工業用 LP ガスを使用し、料金を負担しています。この場合、対象になりますか。

A7 対象となります。申請の際には、親会社と電力会社の特別高圧電力・工業用 LP ガスの契約書や、子会社が特別高圧電力・工業用 LP ガスの料金を負担していることを証明する書類の提出が必要です。ただし、親会社から子会社に対して、電気・工業用 LP ガス料金を含む管理費やそれに相当するものが支払われている場合は対象となりません。また、子会社が給付要綱・申請要領に記載するみなし大企業に該当しない必要があります。

(2) 申請手続きについて

Q1 県内に複数の事業所がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか。

A1 申請は、事業者（法人・個人事業主）単位で行ってください。また、申請者1者につき申請は受付期間内で1回までです。したがって設問の場合、一度にまとめて申請してください。なお令和8年7月～9月分について、特別高圧電力・工業用LPガス両方に給付申請される場合も、1回とカウントします。

Q2 屋号と代表者名義が異なる個人事業主ですが、どちらで申請すればいいですか。

A2 個人事業主として申請をされる場合には、屋号で申請をお願いします。代表者名は、代表者・事業者氏名欄に入力してください。

Q3 電力・工業用LPガス使用量の明細書が、発行スケジュールの都合上、申請受付期間に間に合わないのですが。

A3 やむを得ない事情により申請受付期間に間に合わない場合は、申請受付期間中に事務局までご連絡ください。

Q4 電力・工業用LPガス使用量が書かれた明細書を紛失しました。どうすればいいですか。

A4 明細書の発行者（電力会社または入居する施設の管理者等、工業用LPガス供給事業者等）に再発行を依頼してください。

Q5 給付額はどのように計算すればいいですか。

A5 計算例は次のとおりです。（WEB申請の場合は、必要事項を入力すると自動計算されます。）

<計算例1（特別高圧電力、メーター有）>

電力使用量：（7月分）167,441.04kWh、（8月分）181,230.77kWh、（9月分）141,121.05kWh

$167,441.04\text{kWh} \times 1.8 \text{ 円/kWh} = 301,393.872 \text{ 円}$

$181,230.77\text{kWh} \times 2.3 \text{ 円/kWh} = 416,830.771 \text{ 円}$

$141,121.05\text{kWh} \times 1.8 \text{ 円/kWh} = 254,017.89 \text{ 円}$ 20838.36

合計 972,242.533 ÷ 972,242 円

<計算例2（特別高圧電力、使用量不明 ※飲食業）>

店舗面積：123.45㎡、7・9月分単価：84.4円/㎡、8月分単価：107.8円/㎡

$(123.45 \text{ ㎡} \times 84.4 \times 2 \text{ か月}) + (123.45 \text{ ㎡} \times 107.8 \times 1 \text{ か月}) = 34,146.27 \rightarrow \underline{34,146 \text{ 円}}$

<計算例3（工業用LPガス、質量販売）>

工業用LPガス使用量：（7月分）15,000kg、（8月分）13,000kg、（9月分）14,000kg

$(15,000\text{kg} + 13,000\text{kg} + 14,000\text{kg}) \times 13 \text{ 円/kg}$

$= 42,000\text{kg} \times 13 \text{ 円/kg}$

$= 546,000 \text{ 円}$ 合計 546,000 円

Q6 給付額の算定で、電力使用量・面積・金額の小数点以下の端数はどのように取り扱いますか。

A6 電力使用量および面積は、明細書等に記載の数値を使用します。(明細書等に「1,234.56 m」のように小数点以下の数値の記載があれば、四捨五入せずに給付単価を乗じます。)

給付単価を乗じて算出した支給額に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとします。なお複数の事業所等がある場合は、事業所ごとに1円未満の端数を切り捨てた金額を合算してください。

Q7 対象月の電力使用量とは、各月の1日～末日までのことですか。

A7 原則、各月の1日～末日までを指します。ただし、検針票等に「○月分」の記載がない場合は、期間の初日の属する月により判断します。(例：7/20～8/19の使用分＝7月分)

Q8 給付額に上限や下限はありますか。

A8 上限と下限のいずれもありません。

Q9 添付書類「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたPDFデータでもいいですか。

A9 法務局窓口または郵送で取得した紙の証明書の写しを提出してください。

Q10 「振込先口座の通帳の写し」はどのページを提出すればいいですか。

Q10 「金融機関名」「支店名」「口座名義人(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できるよう、通帳見開きページのコピーをご提出ください。

Q11 ネットバンキングを使用しているため、通帳が存在しません。何を提出したらいいですか。

A11 通帳の情報と同じ、「金融機関名」「支店名」「口座名義人(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる書類やスクリーンショットをご提出ください。

(3) 給付について

Q 1 申請から支援金の振込までの期間はどれくらいかかりますか。

A 1 申請受付から概ね 30 日以内に、支援金の振込を行います。ただし、申請内容に不備があるなど確認に時間を要する場合は、この限りではありません。

Q 2 支援金の振込人名義はどのようになりますか。

A 2 支援金は「シガ kent kawa tsuwa tsu e bi - ga s i e n k i n」を振込人名義として振り込みます。

2. 工業用 LP ガス料金支援について

(1) 制度の概要について（支援対象等）

Q1 「工業用 LP ガス」とは何か。

A1 本事業において「工業用 LP ガス」とは、次に該当しない LP ガスのことです。

①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第2項に規定する一般消費者等が消費する LP ガス

(例)

- ・一般家庭が使用する LP ガス
- ・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費する LP ガス（飲食業、宿泊業等）
- ・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用途に消費する LP ガス（公衆浴場業、宿泊業等）

②高圧ガス保安法の適用を受け、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に消費する LP ガス（タクシー等）

③高圧ガス保安法の適用を受け、貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物運送事業に消費する LP ガス（トラック等）

Q1-2 工業用 LP ガス以外はなぜ支援しないのか。

A1-2

①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第2項に規定する一般消費者等が消費する LP ガス

→滋賀県防災危機管理局にて支援事業（令和8年度滋賀県 LP ガス料金負担軽減支援事業）の支援対象であるため。

②高圧ガス保安法の適用を受け、道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業に消費する LP ガス（タクシー等）

→第1項「ハ 一般乗用旅客自動車運送事業」（タクシー等）については、国土交通省において支援事業（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）が継続的に実施されているため対象外

③高圧ガス保安法の適用を受け、貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物運送事業に消費する LP ガス（トラック等）

→物流関係については、滋賀県 県土整備部 道路保全課において支援策を検討されるため。

Q2 工業用 LP ガスを利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。

A2 工業用 LP ガスとは、A1 のとおりです。

お手持ちの資料で確認ができない場合は、ガス販売事業者に直接お問い合わせください。

Q3 支給単価を 13 円/kg としているのはなぜか。

A3- LP ガスの卸売価格の値上り及び販売価格への転嫁状況、国及び他府県の支援状況等を総合的に考慮し、支援単価を 13 円/kg に設定しました。

Q4 ガス使用量をどのように算出するのか。

A4 令和8年7月から9月までの期間に納品されたガスの購入量（毎月検針を行っている場合は7月から9月まで又は8月から10月までの連続する3か月間の各月に実施される3回分の定期検針に係るガスの購入量）を使用量とみなします。なお、対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生している場合には、その分を使用量から差し引きます。

Q5 対象期間内に工業用LPガスの契約を解除した場合、解除するまでの期間は支援対象となるのか。

A5 対象となります。契約にかかわらず、9月30日までに納品された分は、対象となります。

Q6 令和8年6月など対象期間外に購入した工業用LPガスが、対象期間内に納品された場合は支援対象となるのか。

A6

対象となりません。対象期間中に購入し、対象期間内に納品された分が対象となります。

Q7 令和8年7月から令和8年9月までの工業用LPガス使用量について支援するとされているが、対象期間内に購入し納品されたLPガスが、対象期間内に消費されなくても良いのか。

A7 支障ありません。令和8年7月から令和8年9月までの購入量をその期間の消費量とみなして、販売用に係る使用量を差し引いたうえで、支援します。

Q8 申請された購入量が明らかに過大となっているような場合はどう対応するのか。

A8 そのような場合は、状況を確認させていただく場合があります。

Q9 本社が滋賀県外にあり、事業所・店舗は滋賀県内にある場合は支給対象となるのか。

A9 本社が県外にあっても、滋賀県内に事業所があり、滋賀県内で工業用LPガスを契約していれば対象になります。

（2）申請手続きについて

Q1 添付書類「工業用LPガス使用量の記載がある書類」、「工業用LPガス使用日または納品日の記載がある書類」とは、どのような書類ですか。

A1 工業用LPガス供給事業者などが発行した請求書、納品書、検針票等が当てはまります。WEBサービスなどで工業用LPガス料金を把握されている方は、当該ページの写しでも構いません。

Q2 工業用LPガス販売証明書はどうやって入手すればよいか。

A2 特設ホームページから証明書の様式をダウンロードの上、ガス販売事業者記入を依頼してください。